

評論（一） 他者を理解するという事

立体的構成（文章全体の論理）

- （1）問題提起 ……………【1・2段落】
- （2）ほんとうの他者理解とは何か
 - ①「納得」という心持ち……………【3・4段落】
 - ②言葉のぶつけ合いの果てに……………【5・6段落】
 - ③ひとの話を聴く姿勢 ……………【7段落】
- （3）結論 ……………【8・9段落】

テーマと結論（問いと答え）

テーマ：ほんとうの他者理解とは何か。

結論：他者と同じ気持ちになることではなく、

（他者との違いを思い知らされることだから、できれば逃げ出したいが、）
それでも相手を理解しようとして、その場に居続けることである。

8段落の結論部の対が明確でないので、結局何が言いたいのがわかりにくい。
隠された対（括弧の内部）を、読者が自分で補わなければならないだろう。

鷺田清一の「目をそむけるな！ 逃げるな！」

文章展開では、具体例を出しては考察（一般化）し、また具体例を出しては考察をする、という進め方なので、わかりやすい。さらに、その具体例が身近な日常生活からとってこられているので、親しみやすい。つまり、ムズカシイ倫理的な問題、哲学的な問題が、わかりやすく書かれている。これが鷺田清一の本が多くの読者に読まれている理由だろう。

しかし、今回のこのテキストで何かが本当に明らかになっているのだろうか。

ここでは結局、「自分と他者との違いに、とことん向き合え！ 違いから目をそむけるな！ 逃げるな！」と言っているだけではないか。これでは女子レスリングの浜口京子選手の父親の「気合いだ〜！」と、同じではないか。

もちろん、そうした注魂を、叱咤激励を求める人々がいるのも事実だ。しかしこれは、問題の科学的、論理的な解明とは言えない。肝心の結論部分（8段落）で対が明確に示されないところにも、それが出ている。

問題提起

1 言葉というのは不思議なもので、交わせば交わすほどたがいの違いが際立ってくる。たがいに理解し合うということ、相手のことをわかるということは、相手と同じ気持ちになることだと思っっているひとが多い。しかしそれは理解ではなく合唱みたいなものであって、同じものを見ていても感じるものがこんなにも違うのかというふうには、違いを思い知らざれることが、ほんとうの意味での理解ではないかと思う。

2 以前、友人の家族と会ったとき、母親が自分の息子を指さして「この子とは性が合いませんねん。」と言った。このお母さんは素敵だと思った。(ひとには言ってもわからないことがある。それを知ったうえでそれでもいっしょにいる。わからなくてもたがいの信頼が揺るがないことを肌で感じている…)性が合わなくてもいい、いやむしろ合わなくて当然なのだ。

3 「納得」という言葉がある。「納得」というのは不思議な心持ちで、「あなたの言うことはわかるけど、納得できない。」と、わたしたちはしばしば口にする。逆に、「あなたの

「納得」という心持ち

4 このように、「納得」にはどうも、事態の理解、事態の解決には足りないものが含まれているようだ。だから、わかっても、わかってもいいと願って口を開いたひとが、「わかる、わかる。」と相手にすらすら言葉返されると、「そんなにかんたんにわかられたまるか。」と、逆に頑なになるのだろうか。

5 ある家庭裁判所の調停員からおもしろい話を聞いたことがある。双方がそれぞれの言い分をぶつけ合った果てに「万策尽きた。」「もうあきらめた。」「いくら言ってももう無駄だ。」と観念したとき、そのぎりぎりの決裂のときにこそ、ほんとうの話し合いの途が微かに開けることがあるというのだ。訴え合いのプロセス、交渉のプロセスが尽くされてはじめて開けてくる途がある、と。

6 言葉のぶつけ合いの果てに、相手方のなかにその相手(つまり、このわたし)の心根をうかがうような想像力もしくは関心がふと芽生えたことを察知したとき、そしてこの修羅場から降りずに、果てしなく苦しいこの同じ時間を共有してくれたことそのことにふと意識が及んだときに、「納得」ということが起こるといわけだろう。その意味では、「納得」は、事態の解決というより、その事態に自分とは違う立場からかかわるひととの関係のあり方をめぐって生まれる心持ちなのだろう。

7 ひとの話を聴くという場合も、話を聴くというより、話そうとして話しきれないその疚

ほんとうの他者理解とは何か
言葉のぶつけ合いの果てに

「納得」は、事態の解決というより、その事態に自分とは違う立場からかかわるひととの関係のあり方をめぐって生まれる心持ちなのだろう。

「話を聴く」というより、「話そうとして話しきれないその疚

【板書例】

【1段落】
3行目「しかしの前後にある対と言い換えをおさえる。」
相手と同じ気持ちになること(合唱みたいなもの)
違いを思い知らされること(ほんとうの意味での理解)

【2段落】

「以前、素敵だと思った」までの具体例は、1段落で述べた「ほんとうの意味での理解の具体例。」
「このお母さんは素敵だと思った。」の理由は、直後の三つの文にある。三つの文にそれぞれ「それでも」「でも」「ても」とあることから、この三つの文が言い換えであることをおさえる。
なお、この三つの文の内容は、それぞれ本文全体の結論の言い換えであり、結論の「芽」(結論の潜在態として)ここにある。

【3・4段落】

この「納得」という言葉は、唐突に出てくるが、1段落ほんとうの意味での理解を表す言葉として出てきたもの。「納得」の三つの使用例にある「けど」「けれど」「けれど」に留意し、「納得」が他の言葉と対で使われている点をおさえる。

【板書例】

わかる(=事態の理解)
納得(=ほんとうの理解)
肯う
納得(=ほんとうの理解)
解決(=事態の解決)
納得(=ほんとうの理解)

なお、4段落の冒頭の文は、「このように」で直前の3段落を受け、「納得(=ほんとうの理解)」と「事態の理解」「納得(=ほんとうの理解)」と「事態の解決」がそれぞれ対であることを説明したものの。

【5・6段落】

5段落の具体例を6段落で説明している。5段落3行目「ほんとうの話し合いの途は」、4段落1行目「納得」の言い換えでもあると同時に、1段落「ほんとうの意味での理解」の言い換えでもある。6段落4行目「納得」ということは、5段落3行目「ほんとうの話し合いの途の言い換え」最後の一文に、暫定的な結論がある。

【板書例】

「納得」は、
その事態に自分とは違う立場からかかわるひととの関係のあり方をめぐって生まれる心持ち

※この結論は、とてもあいまいで、何を言っているのかわからない。これを8段落で説明する。

6段落2行目「この修羅場は、1行目「言葉のぶつけ合い」を指す。かつ、それは5段落1、2行目「家庭裁判所で」双方がそれぞれ別の言い分をぶつけ合ったこと、の言い換えでもあり、また、4行目「訴え合いのプロセス」「交渉のプロセス」の言い換えでもある。

【7段落】

冒頭「ひとの話を聴くという場合も」の「も」に注意し、左の対が、6段落の対の言い換えであることをおさえる。